**江府町未来計画（後期計画）案に対する**

**パブリックコメント意見書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和3年　　月　　日提出

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 意見が提出できる該当区分（該当する数字を○で囲んで下さい） | １．町内に住所を有する方２．町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体３．町内に存する事務所又は事業所に勤務する方４．町内の学校に在学する方５．１から４までに掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方 |

※頂戴しましたご意見と回答は、ホームページで公表させていただきます。

※氏名・住所・電話番号・メールアドレスは公表いたしません。

|  |
| --- |
| 【ご意見及びその理由】　該当ページ　　　  |
| （ⅰ）【P.10】公設学習塾「いもこ塾」について①４行目「“学び”や“距離”」は具体的に何を示しているかのか。《教育課》A.　「いもこ塾」が開設された当時、町内には中学生対象の塾がなく、塾に通うためには都市部まで行かなければなりませんでした。そのため、塾で学ぶための距離と時間短縮の実現と、都市部と同じレベルの塾での学びができることを目指して「いもこ塾」が開設されています。単純に通塾までの時間と距離と学習内容について示しています。　②これまで１、２年に拡大が検討されていた「いもこ塾」については、今後実施の可能性があるのか。《教育課》A.　毎年、「いもこ塾」を利用された保護者に対してアンケートを実施しています。その中に１，２年生対象の「いもこ塾」開設の要望はありますが、講師、開設時間、場所、予算等の問題があり実施までは至っていません。そのため今年度より、全学年対象に生徒間で教え合いながら学ぶことのできるオンスタ★学習会を開講しています。その様子を伺いながら、今後中学生の学びの場の充実のための施策について検討していきたいと思います。　（ⅱ）【P.11】第2節学校教育の推進①来年度「奥大山江府学園」が開校します。この節のどこかでこの学園について言及する必要があるのではないか。《教育課》A.　ご指摘のとおり、新しい学校の形態である義務教育学校が本町に開校することは、本町の学校教育の推進につながるものです。ご意見を踏まえ、改めて本節の中で記載します。（ⅲ）【P.26～27】社会教育・生涯学習の推進①【現状と課題】9～11行目「江府町図書館と連携して生涯学習センター位置づけ」について、今図書館の司書が増員されました。その目的はどこにあるのか町民には明確にされていません。また、図書館現場における「責任者」が明確になっていないのではないか。《教育課》A.　今以上に人が集う図書館を目指して、ホームページで「地域おこし協力隊」を募集しました。具体的な動きは、司書と協議しながら進めてまいります。図書館長につきましては常勤ではありませんが、教育課長が兼務しております。②江府町教育大綱に記載のある「放課後子ども教室」の位置づけが明確になっていないのではないか。《教育課》A.　「放課後子ども教室」は、子ども達の安全・安心な居場所、また地域の大人との交流や学びの場として、子育て支援、健全育成の両面から実施しています。保護者ニーズも高いことも踏まえ、第2部第1章第1節「子育て世代への支援」において、位置づけを明記したいと思います。③【P.27】中高生対象事業新年度開設予定の「奥大山江府学園」生対象のふるさとをよりよく知るために、これまで使用した「副読本」があればその内容を改定する必要があるのではないか。《教育課》A.　小学３，４年生で地域のことを副読本で学習し、その後は自主的な学習で地域について学習をするよう指導を行っております。副読本の内容について古いものがあれば修正する必要はあると思います。今後検討していきます。（ⅳ）【P.28～29】文化活動推進、文化財の保護・保全①【P.29】歴史民俗資料館の活用町内外から訪れる人のあるこの施設を活用する前提として、施設及び周辺区域の環境整備は欠かせません。その一つとして、資料館まで続く急峻な坂道は経年劣化によってコンクリートの多くが破損し、大雨・地震などによって崩落の危険にあります。速やかに現状を確認の上改修工事が必要です。《教育課》A.　改修工事については現場を確認し、必要であれば、事業実施に向け計画します。②資料館への道標もほとんどありません。要所々々にはこの設置も急務です。《教育課》A.　確認し事業実施の参考とします。③通称「西の丸」と呼ばれているところなどの草刈りを中心とした定期的な環境整備（草刈り）が必要です。《教育課》A.　文化財の環境整備につきましては毎年実施していますが、十分でないところもありますので、確認しながら実施していきたいと思います。（ⅴ）パブリックコメントの回答についてはどのような形で町民に明らかにされるのでしょうか。《総務課》A.　町ホームページで公表いたします。町報で全てを掲載することは編集が困難なため、要望事項を除き一部抜粋して周知する方向で調整します。 |